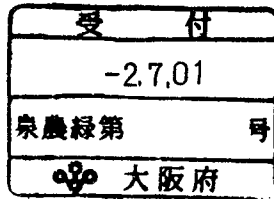


産業廃棄物処理計画書

令和2年6月30日

大阪府知事 様
（大阪府泉州農と緑の総合事務所長 様）



提出者

住所 大阪府岸和田市臨海町20-1
氏名 株式会社田中鋳造所
代表取締役 田中 豪

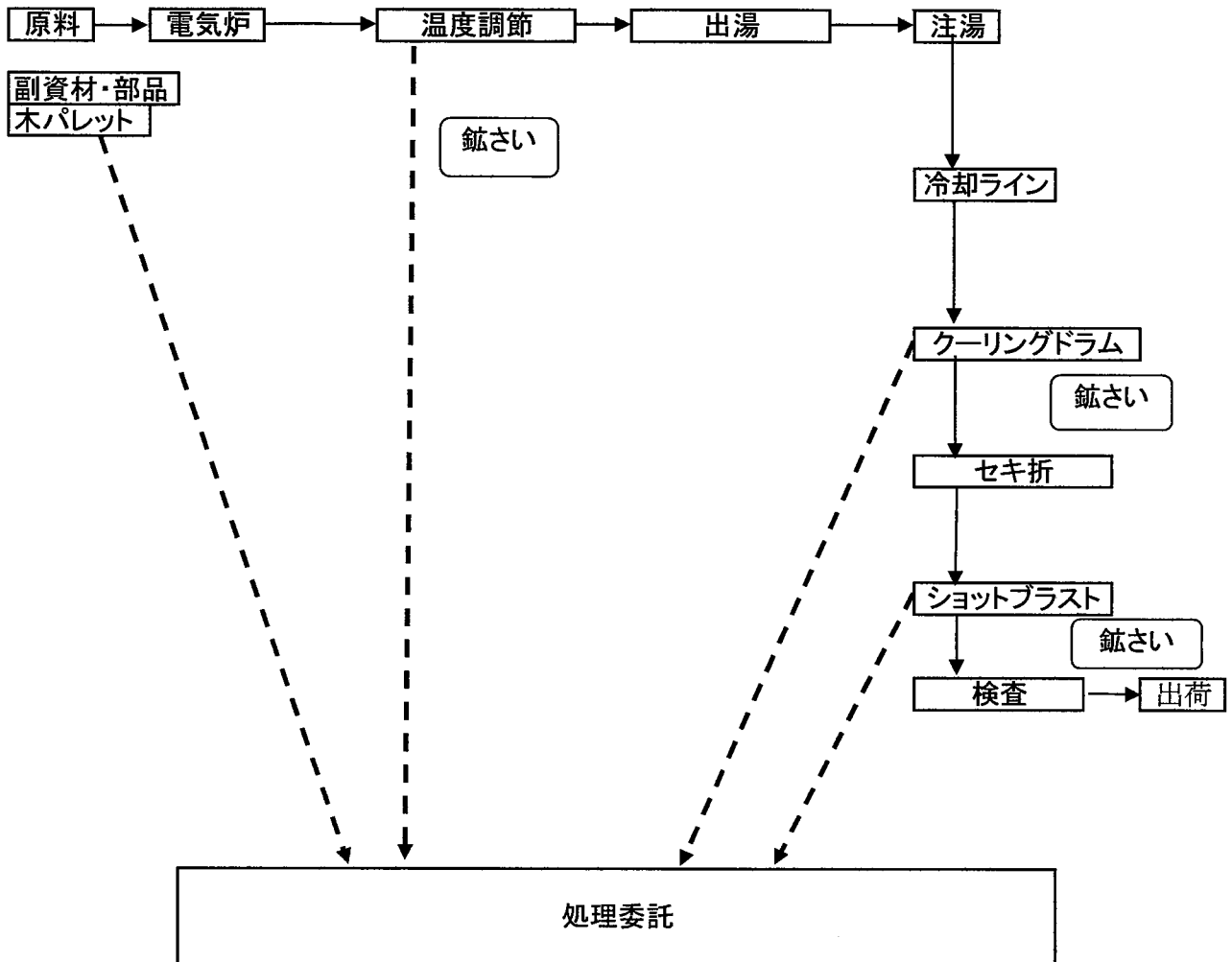
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 072-438-0195

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社田中鋳造所
事業場の所在地	大阪府岸和田市臨海町20-1
計画期間	令和2年4月～令和3年3月
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	22：鉄鋼業
②事業の規模	製造品出荷額：69819万円
③従業員数	17人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり

〔産業廃棄物発生工程フロー〕



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図)			
別紙のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(2019年)実績】		
	産業廃棄物の種類	鋳さい	廃プラスチック類
	排出量	1105 t	3 t
	(これまでに実施した取組) ・納入先に木製パレットの使用をなるべくやめてもらうように通達した(木くず)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鋳さい	廃プラスチック類
	排出量	1000 t	1 t
	(今後実施する予定の取組) ・材料の区別。錆たスクラップなどの使用をさける。(鋳さい) ・昨年度は設備の更新の為、廃プラスチックが多く発生したが、設置業者と相談して廃棄品の再利用など考える。(廃プラスチック類) ・木製パレットの納入先に通箱に変更してもらうようにする(きくず)		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・鋳さい、廃プラスチック類、木くず、はそれぞれに分別、保管をしている。		
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし		

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

木くず			
3 t	t	t	t

②計画

木くず			
2 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃プラスチック類
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉍さい	廃プラスチック類
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし		

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状

木くず			
0 t	t	t	t

②計画

木くず			
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状

木くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

②計画

木くず			
0 t	t	t	t
0 t	t	t	t

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	廃プラスチック類
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0 t	0 t
	(今後実施する予定の取組) ・予定なし。		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2019年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	鉦さい	廃プラスチック類
	全処理委託量	1105 t	3 t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	3 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者	t	t
	(これまでに実施した取組) ・産廃情報ネット等の情報を参考に、委託基準を遵守できる産廃処理業者を選定しており、定期的に処理状況の現地確認を行っている。		

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状

木くず			
0 t	t	t	t

②計画

木くず			
0 t	t	t	t

①現状

木くず			
3 t	t	t	t
3 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

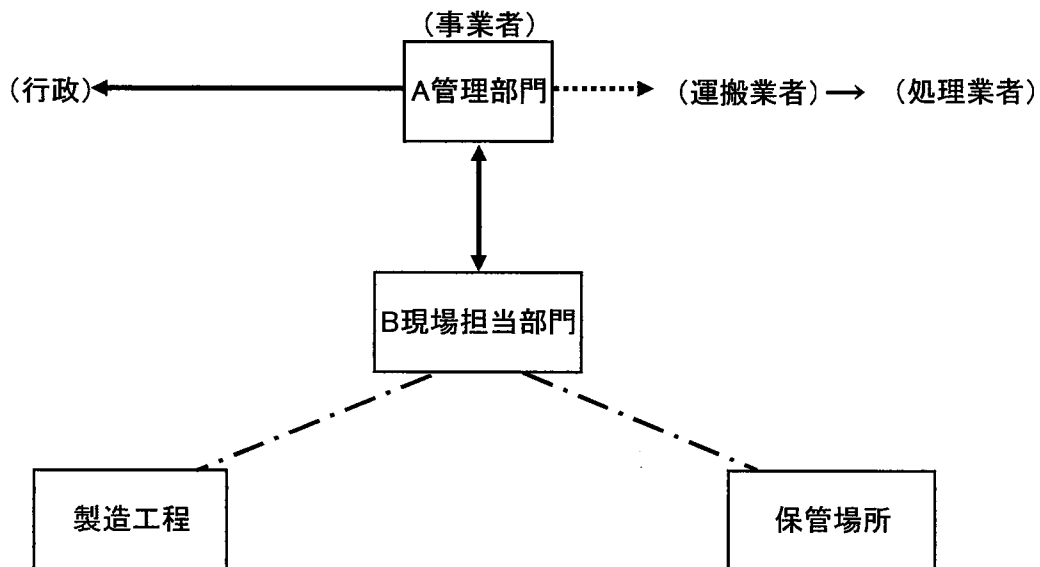
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	鉾さい	廃プラスチック類
	全処理委託量	1000 t	1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1000 t	1 t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外 の熱回収を行う業者 への処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電子マニフェストの導入を予定しており、対応可能な処理業者であるとともに優良認定処理業者から選定することとしている。 ・委託処理業者に対しては、引続き定期的に処理状況の現地確認を行う。 		
※事務処理欄			

②計画

木くず			
2 t	t	t	t
2 t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t
t	t	t	t

添付資料 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



—————▶ 報 告

- - - - -▶ 委 託

◀—————▶ 相互連絡

- · - · - · - · - 指 示

[各部署の役割]

部 署	役 割
<p>A 管理部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の発生から処分に至るまでの帳簿等を作成して統括的に把握管理 ・産業廃棄物の発生工程、種類ごとの発生量、排出量及び性状等のチェック、集計等 ・行政に対する報告等 ・処理業者委託の委託契約、委託量、委託伝票(マニフェスト)等の管理 ・産業廃棄物の適正管理及び減量化等に関する社内啓発 ・産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 ・廃棄物の資源化・減量化及び適正管理について検討し産業廃棄物処理計画の策定及びその実施 ・委託料金の支払方法による業者管理 ・産業廃棄物の適正処理費用の算出
<p>B 現場担当部門</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 ・保管施設での保管量の把握 ・上記内容をAに報告